

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設  
整備・運営事業

入札説明書

令和8年5月

大和高田市



# 目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 本書の位置づけ.....	4
第3章 事業内容に関する事項.....	5
1 事業名称.....	5
2 本事業の対象となる公共施設等の種類.....	5
3 公共施設等の管理者.....	5
4 事業目的.....	5
5 本施設の概要.....	5
6 事業方式.....	5
7 契約の形態.....	6
8 事業期間.....	6
9 事業期間終了後の措置.....	6
10 本事業の対象となる業務範囲.....	6
11 関係法令等の遵守.....	8
第4章 募集及び選定に関する事項.....	9
1 事業者の募集及び選定方法.....	9
2 事業者の募集及び選定スケジュール.....	11

3	事業者選定委員会の設置.....	11
4	入札参加手続き等 .....	12
5	入札参加にあたっての留意事項.....	21
6	応募者の参加資格要件 .....	24
7	入札に関する担当部署 .....	28
第5章	応募者の審査及び落札者の決定に関する事項.....	29
1	審査機関 .....	29
2	審査の手順及び方法.....	29
第6章	本事業に関する提示条件.....	30
1	事業者の収入.....	30
2	本市が適用を予定している交付金等について.....	31
3	保険 .....	31
4	地元雇用や地元企業の活用 .....	31
5	想定されるリスクの分担.....	31
6	業務の委託等.....	32
第7章	落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項 .....	33
1	基本協定の締結 .....	33
2	契約内容の協議 .....	33
3	事業契約の締結 .....	33

4	地位の譲渡等.....	34
5	入札保証金及び契約保証金.....	34
6	契約締結までの取扱い.....	34
7	その他.....	34

**【入札説明書添付資料】**

- 入札説明書添付資料－1 事業実施区域
- 入札説明書添付資料－2 事業スキーム図（例）
- 入札説明書添付資料－3 業務範囲分担表（案）
- 入札説明書添付資料－4 リスク分担表
- 入札説明書添付資料－5 本事業において本市が事業者を支払う対価について
- 入札説明書添付資料－6 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等
- 入札説明書添付資料－7 地域経済への貢献金額等

## 第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	本市	大和高田市をいう。
2	本事業	大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業をいう。
3	事業実施区域	建設用地を含む事業を実施する区域をいう。
4	本施設	本事業において設計・建設され、運営されるマテリアルリサイクル施設をいい、工場棟（管理機能、啓発機能含む）、計量棟、ストックヤードのほか、駐車場、構内道路、倉庫、配管、構内サイン、構内照明、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
5	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ、かん・びん、ペットボトル等の処理対象物をストックヤード等にて一時保管し、破碎・選別処理等を行うための施設をいう。
6	プラント	本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
7	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備、建築物及び工作物を総称していう。
8	工場棟	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設及び付随する諸室を有する建築物をいう。
9	DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
10	事業者	本事業を実施するものとして決定された落札者、建設事業者、運営事業者をいう。
11	建設事業者	事業者のうち、本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。
12	運営事業者	事業者のうち、本市と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
13	建設JV	本施設の設計・建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。
14	甲型	建設JVの形態のうち、1つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて資金・人員・機械を拠出し、各構成企業が共同で施工にあたる方式（共同施工方式）をいう。
15	乙型	建設JVの形態のうち、1つの工事を複数の工区に分けて、各構成企業がそれぞれの担当工区を施工する方式（分担施工方式）をいう。

16	応募者	本事業の入札に参加表明する企業グループをいう。
17	企業グループ	本事業を所掌ごとに責任を持つ企業と協働し、入札に複数の企業で参加表明する者をいう。
18	構成企業	応募者のうち、企業グループを構成する企業をいう。
19	代表企業	応募者のうち、代表して入札手続き等を行う企業をいう。
20	協力企業	応募者からの請負等により、本事業に協力する企業をいう。
21	地元企業	本市に本社又は本店を有する企業をいう。
22	落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、落札者決定基準に基づいて事業者選定委員会が実施する評価・審査の結果を踏まえ、本市が決定した者をいう。 基本契約を締結後は、事業者となる。
23	事業者選定委員会	本市が設置する「大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
24	交付金	循環型社会形成推進交付金制度により、本事業の実施に要する経費に充てるため国から交付される交付金をいう。
25	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
26	入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。
27	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準書、提出書類の作成要領、様式集などの書類を総称していう。
28	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）及び要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）を総称していう。
29	要求水準書 第Ⅰ編設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
30	要求水準書 第Ⅱ編運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。

31	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能、機能及び運営内容等をいう。
32	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
33	基本契約	本事業を実施するための基本的事項について、本市と事業者で締結する契約をいう。
34	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
35	運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営・維持管理の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
36	設計・建設業務	本事業のうち、設計・建設に係る業務をいう。
37	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。

## 第2章 本書の位置づけ

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の募集及び選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む関連書類による。

なお、入札公告時に公開する関連書類は、本入札説明書と一体のものである。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問と回答によるものとし、入札参加者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うものとする。

### 【入札公告時に公開する書類（入札説明書等）】

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書【設計・建設業務編】
- ③ 要求水準書【運営・維持管理業務編】
- ④ 落札者決定基準
- ⑤ 様式集
- ⑥ 基本契約書（案）
- ⑦ 建設工事請負契約書（案）
- ⑧ 運営・維持管理業務委託契約書（案）

### 第3章 事業内容に関する事項

#### 1 事業名称

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業

#### 2 本事業の対象となる公共施設等の種類

マテリアルリサイクル推進施設

#### 3 公共施設等の管理者

大和高田市長 堀内大造

#### 4 事業目的

本市では、ごみの排出抑制・再資源化に努めるとともに、大和高田市クリーンセンターにおいてごみの適正処理をおこなっているが、焼却施設（昭和61年3月竣工）及び粗大ごみ処理施設（昭和58年3月竣工）の老朽化への対応や、資源化施設の分別収集拡大への対応が必要となっていることから、既存施設の解体及びマテリアルリサイクル推進施設を整備することを目的とし、本事業は、マテリアルリサイクル推進施設の整備とその運営を行うものである。

本事業においては、本市がマテリアルリサイクル推進施設の整備及び運営・維持管理を事業者に一括で長期的に発注することで事業者の創意工夫を活かし、事業費の縮減及び公共サービスの向上を図ることを目的とする。

#### 5 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

全 体	名 称	マテリアルリサイクル推進施設
	建設予定地	奈良県大和高田市今里川合方23番地地内
	事業実施 区域面積	約1.0ha（入札説明書添付資料-1を参照。）
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	破碎・選別、圧縮・梱包、貯留
	施設規模	10.0 t/5h
	処理対象物	粗大ごみ、かん・びん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、紙類、古布、われもの、剪定枝葉、伐採木、小型家電、乾電池・蛍光灯・電球類、廃食油、畳・ふとん・シート類、埋立不燃類
その他付帯施設	計量棟、ストックヤード、駐車場、構内通路、倉庫、配管、構内サイン、構内照明、外構 等	

#### 6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び本施設の運営・維持管理に係る業務を事業者が一括して行うDBO方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業者は、建設事業者として本事業の設計・建設業務を行い、運営事業者として建設後 20 年間の運営・維持管理業務を行うこととする。

## 7 契約の形態

- (1) 本市と落札者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本契約の仮契約を速やかに締結する。
- (2) 本市は、基本契約の仮契約に基づき、事業者と本事業に係る建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の仮契約を締結する。
- (3) 基本契約及び建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約は議会の可決の議決を経た後に正式契約となる
- (4) 本事業の契約形態を「入札説明書添付資料-2 事業スキーム図(例)」に示す。

## 8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 事業期間 : 事業契約締結日から令和 32 年 3 月 31 日まで
- (2) 設計・建設業務期間 : 事業契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで  
※マテリアルリサイクル推進施設の建設は令和 12 年 3 月 31 日までに竣工するものとする。
- (3) 運営・維持管理業務期間 : 令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで  
(20 年間)

## 9 事業期間終了後の措置

運営業務の委託期間は 20 年間としているが、本市は本施設の長寿命化を図り、継続して安定稼働を確保することを目標としているため、事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、本市に引き継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 15 年目（令和 26 年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。なお、事業期間中に大規模改修工事を実施することは想定していない。

## 10 本事業の対象となる業務範囲

事業者及び本市が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。（入札説明書添付資料-3 「業務範囲分担表（案）」参照。）

- (1) 事業者が行う主たる業務
  - ア 本施設の設計・建設に関する業務
    - (ア) 本施設の設計・建設
    - (イ) 本市が提示する調査結果以外に本事業に必要となる調査

- (ウ) 本市の交付金等申請支援
- (エ) 設計・建設に係る許認可申請・届出等 (本市への支援含む。)
- (オ) 近隣住民等対応 (建設事業者の実施する業務に起因するもの)
- イ 既存施設の解体撤去工事及び土壌汚染対策工事に関する業務
  - (ア) 解体撤去工事
  - (イ) 土壌汚染対策工事
  - (ウ) 環境確認調査・測定
  - (エ) 発生材処分
  - (オ) 本市が提示する調査結果以外に本事業に必要な調査
  - (カ) 本市の交付金等申請支援
  - (キ) 工事に係る許認可申請・届出等 (本市への支援含む。)
  - (ク) 近隣住民等対応 (建設事業者の実施する業務に起因するもの)
- ウ 本施設の運営・維持管理に関する業務
  - (ア) 運転管理業務
  - (イ) 維持管理業務
  - (ウ) 本市の受付業務支援
  - (エ) 環境管理業務
  - (オ) 防火・防災管理業務
  - (カ) 保安・清掃業務 (植栽管理、清掃業務、施設警備・防犯等)
  - (キ) 情報管理業務
  - (ク) 業務モニタリング
  - (ケ) 近隣住民等対応 (運営事業者の実施する業務に関連するもの)
- エ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本市が行う主たる業務

- ア 本施設の設計・建設業務に関する業務
  - (ア) 用地の確保
  - (イ) 本施設の交付金等申請手続
  - (ウ) 設計・建設に係る許認可申請・届出等 (本市による実施が必要なもの)
  - (エ) 本施設の設計・建設モニタリング (工事監理等)
  - (オ) 近隣住民等対応 (建設事業者の実施する業務に起因するもの以外)
- イ 既存施設の解体撤去工事及び土壌汚染対策工事に関する業務
  - (ア) 解体撤去工事に関する交付金等申請手続
  - (イ) 工事に係る許認可申請・届出等 (本市による実施が必要なもの)
  - (ウ) 解体撤去工事及び土壌汚染対策工事の設計・建設モニタリング (工事監理等)
  - (エ) 近隣住民等対応 (建設事業者の実施する業務に起因するもの以外)
- ウ 本施設の運営・維持管理に関する業務
  - (ア) 本施設への処理対象物の搬入

- (イ) 受付・計量業務
  - (ウ) 搬出物の搬出及び処分
  - (エ) 住民対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの以外）
  - (オ) 行政視察対応
  - (カ) 運営モニタリング
- エ その他これらを実施する上で必要な業務

#### 11 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる廃棄物処理法などの関係法令（関連施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

## 第4章 募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する応募者が入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ、応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として落札者を選定する。なお、落札者の選定は、事業の透明性及び公平性の確保の観点から、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により実施する。

入札公告から契約締結に至るまでの流れを次の図-1に示す。

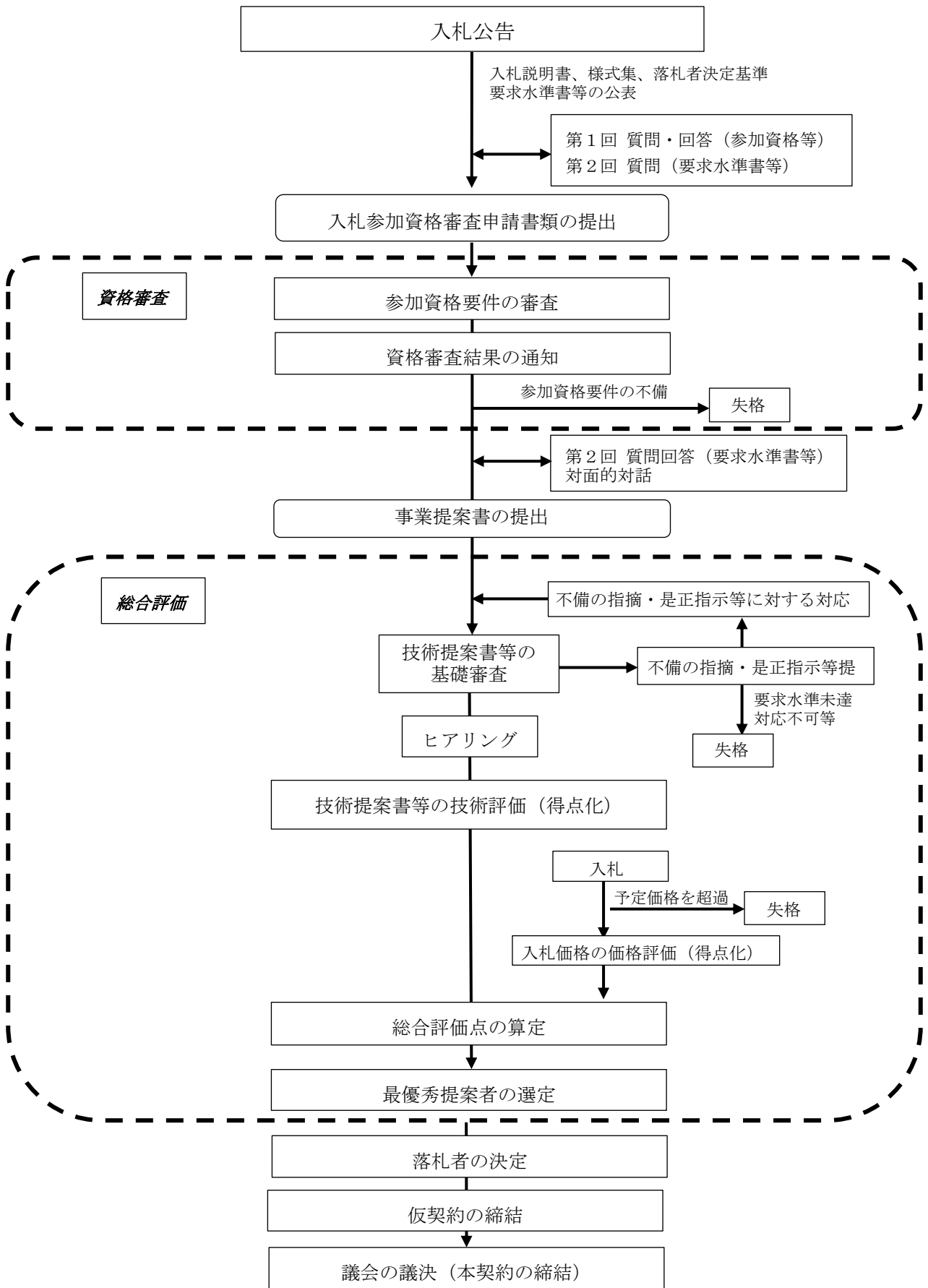


図1 契約締結までの流れ

## 2 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和8年 5月 7日
② 現地視察	令和8年 5月 18日～20日
③ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問受付期限	令和8年 5月 29日
④ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問回答の公表	令和8年 6月 10日
⑤ 入札参加資格審査書類受付期限	令和8年 6月 19日
⑥ 入札参加資格審査結果通知	令和8年 6月 30日
⑦ 入札説明書等（その他）に関する質問受付期限	令和8年 6月 26日
⑧ 入札説明書等（その他）に関する質問回答の公表	令和8年 7月 13日
⑨ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の受付期限	令和8年 7月 24日
⑩ 対面的対話	令和8年 8月 上旬
⑪ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の回答の公表	令和8年 8月 下旬
⑫ 事業提案書の受付期限	令和8年 10月 23日
⑬ 事業提案に関する審査（ヒアリング）、開札	令和8年 12月 中旬
⑭ 落札者の決定及び公表	令和8年 12月 下旬
⑮ 基本契約仮契約締結	令和9年 1月 中旬
⑯ 事業契約仮契約締結	令和9年 1月 中旬
⑰ 事業契約本契約締結	令和9年 3月 中旬

※スケジュールは、書類提出状況、審査の進捗状況等により日程変更となる場合がある。

## 3 事業者選定委員会の設置

本市は、応募者の事業提案の審査にあたって、公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者等で構成する「大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会」を設置する。なお、委員構成及び委員会内容については、事業者の選定期間中は非公開とする。

#### 4 入札参加手続き等

##### (1) 入札説明書等の公表

本市の公式ホームページにおいて、入札公告を行い、以下の資料を公表する。

- |                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| ア 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 入札説明書                   |
| イ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 要求水準書 第Ⅰ編<br>設計・建設業務編   |
| ウ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 要求水準書 第Ⅱ編<br>運営・維持管理業務編 |
| エ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 落札者決定基準                 |
| オ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 様式集                     |
| カ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 基本契約書（案）                |
| キ 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 建設工事請負契約書<br>（案）        |
| ク 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 | 運営・維持管理業<br>務委託契約書（案）   |

##### (2) 現地視察参加申込書の受付、回答

本事業への参加希望者を対象に、施設や事業用地等を確認するための現地視察を実施する。

###### ア 現地視察参加申込

現地視察参加申込書（様式1-1）、現地視察に係る誓約書（様式1-2）に、必要な事項を記載の上、令和8年5月12日（火）午前9時から令和8年5月14日（木）午後4時30分までに、電子メールの添付ファイルとして、「第4章 7 入札に関する担当部署」へ送信すること。

なお、電子メールによる提出の際、件名に「現地視察参加申込」と表記する。

本市は、電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。

万一、令和8年5月15日（金）午後4時30分までに、返信がない場合、「第4章 7 入札に関する担当部署」まで連絡のこと。

###### イ 現地視察参加申込への回答

本市は、現地視察の参加申込状況により日程、時間帯を調整し、参加申込者に電子メールにて案内する。（案内の着信確認が完了したことを返信すること。）

###### ウ 現地視察予定日

令和8年5月18日（月）から令和8年5月20日（水）まで

###### エ 留意事項

- ・現地視察の日程、時間帯は、ご希望に添えない場合もある。
- ・現地視察は、最大3時間程度を予定している。
- ・現地視察では、入札説明書等に関する質問・意見は受け付けていない。

- ・現地視察での案内箇所は、予め本市で決定した箇所のみとする。
- ・現地視察への参加者数は、8名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が携帯し、必要に応じて提示すること。
- ・現地視察における写真撮影は可能であるが、個人を含む撮影は禁止とする。また、本市職員より撮影禁止の指示があった個所については撮影を禁止する。

### (3) 入札説明書等への質問、回答

入札説明書等に対する質問及び回答は、主に事業への参加資格を確認する1回目と、その他（要求水準等）を確認する2回目の計2回とする。

#### ア 入札説明書等に対する質問の受付、回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

#### イ 第1回受付期間（参加資格関係）

令和8年5月8日（金）から令和8年5月29日（金）必着。

※受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

#### ウ 第1回質問への回答

令和8年6月10日（水）公表

#### エ 第2回受付期間（その他）

令和8年5月12日（火）から令和8年6月26日（金）必着。

※受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

#### オ 第2回質問への回答

令和8年7月13日（月）公表

#### カ 提出書類

入札説明書等に関する質問書（様式2）

#### キ 提出方法

入札参加希望者の代表企業が Microsoft Excel 形式で電子メールにより提出すること。

なお、本市が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

#### ク 提出先

「第4章 7 入札に関する担当部署」参照。

#### ケ 電子メールのタイトル及び質問書のファイル名

##### 1) 参加資格に関する質問について（様式2）

「提出者名\_入札説明書等に関する質問（参加資格関係）」

##### 2) その他（参加資格以外）に関する質問について（様式2）

「提出者名\_入札説明書等に関する質問（その他）」

※電子メールのタイトル及び質問書のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には、入札参加希望者の代表企業名（株式会社は省略のこと。）を記入のこと。また、「提出者名」の直後は「アンダーバー( )」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

コ 到達の確認方法

質問書を提出した者は、提出先に電話により質問書の到達確認を行うこと。

サ 回答方法

質問に対する回答は、本市公式ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

なお、本事業に直接関係しないと本市が判断した場合には回答しない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると本市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

シ その他

質問の提出後に入札参加資格がないと認められた者の質問は、入札参加資格がないと認められた時点で無効とし、当該質問及び回答は公表しない。

(4) 入札参加資格審査書類の提出

ア 提出書類

- 1) 入札参加資格審査申請書（様式3-1）
- 2) 構成企業一覧（様式3-2）
- 3) 建設JVの構成（様式3-3）
- 4) 委任状（代表企業）（様式3-4）
- 5) 委任状（代理人）（様式3-5）
- 6) 参加資格申請書類 添付資料（様式3-6）
- 7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類（様式3-7）
- 8) 参加資格に関する誓約書（様式3-7）
- 9) 守秘義務に係る誓約書（様式3-7）
- 10) 本市から連絡するときの窓口となる担当者の名刺1枚

イ 提出期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月19日（金）午後4時30分まで（必着）とする。

ウ 提出方法

封入物の鑑には「入札参加資格審査書類 在中」と朱書きし、応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。持参の場合は、午前9時～午後4時30分まで（ただし、正午～午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール又はFAXによる提出は認めない。

エ 提出部数

3部（正本1部、副本2部）

オ 提出先

「第4章 7 入札に関する担当部署」参照。

カ その他

提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査申請書の提出期限の最終日を入札参加資格審査基準日とし、本事業の参加資格の審査を行う。

入札参加資格審査結果は、令和8年6月30日（火）に応募者の代表企業に書面により以下の内容も併せて通知する。なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

ア 入札参加資格審査結果

入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。

イ 事業提案図書作成及び提出に関する案内（提案者番号等）

(6) 入札参加審査結果理由の説明請求

入札参加審査の結果、入札参加資格が認められなかった応募者は、その理由の説明を本市に求めることができる。

入札参加審査結果理由の説明を求める場合は、以下のとおり実施する。

ア 提出書類

入札参加審査結果理由の説明を求める書面（自由様式）

イ 提出期間

入札参加資格審査結果を受領した日から令和8年7月10日（金）まで（必着）とする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。持参の場合は、午前9時～午後4時30分まで（ただし、正午～午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール又はFAXによる提出は認めない。

エ 提出先

「第4章 7 入札に関する担当部署」参照。

オ 回答方法

本市は、説明を求められた場合、応募者の代表企業へ郵送にて速やかに書面により回答する。

(7) 入札参加資格の喪失

入札参加資格審査で入札参加資格ありと認められた者は、その後の落札者決定までの期間に入札参加資格を欠くような事態を生じさせた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、入札参加資格を取り消す。

(8) 対面的対話における確認事項及び提出書類の受付

質問回答及び提案事項に関して、事前に確認事項の内容を受け付けた後、対面的対話を実施する。

ア 対象

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者。なお、当該応募者は、対面的対話における確認事項及び提出書類を提出の上、対面的対話に必ず参加すること。

イ 提出書類

- 1) 対面的対話における確認事項（様式4-1）
- 2) 対面的対話の参加申込書（様式4-2）
- 3) 対面的対話用資料
  - (ア) 全体処理フロー図（A3版 横 ページ制限無し 様式自由）
  - (イ) 全体配置・動線計画（A3版 横 ページ制限無し 様式自由）
  - (ウ) 工事中の配置・動線計画（A3版 横 ページ制限無し 様式自由）
  - (エ) 機器配置図（A3版 横 ページ制限無し 様式自由）
  - (オ) 設計・建設期間の工程（A3版 横 ページ制限無し 様式自由）
  - (カ) 提案事項における確認事項の説明資料（確認したい事項の意図や背景を含め、各事項につき1～2枚程度のプレゼンテーション用スライドをMicrosoft PowerPoint形式で作成、様式自由）
  - (キ) 施設整備の概要説明資料（プレゼンテーション用スライドをMicrosoft PowerPoint形式で作成、様式自由）
  - (ク) 上記提出書類の電子ファイル（CD-R等に保存したもの）

ウ 提出期間

上記「イ 提出書類」の1) 対面的対話における確認事項については、令和8年7月14日（火）から令和8年7月24日（金）午後4時30分まで（必着）とする。

上記「イ 提出書類」の2) 対面的対話の参加申込書及び3) 対面的対話用資料については、令和8年7月14日（火）から令和8年7月31日（金）午後4時30分まで（必着）とする。

エ 提出方法

上記「イ 提出書類」の1) 対面的対話における確認事項については、応募者の代表企業がMicrosoft Excel形式で電子メールにより提出すること。なお、本市が必要と認めた場合は、確認事項について直接確認を行うことがある。

上記「イ 提出書類」の2) 対面的対話の参加申込書及び3) 対面的対話用資料については、応募者の代表企業が持参、配達証明付郵便又は宅配便により提出すること。持参の場合は、午前9時～午後4時30分まで（ただし、正午～午後1時ま

で及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。電子メール又はFAXによる提出は認めない。

オ 提出先

「第4章 7 入札に関する担当部署」参照。

オ 電子メールのタイトル及び質問書のファイル名

「提出者名\_対面的対話における確認事項」

※電子メールのタイトル及び確認事項のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には、応募者の代表企業名（株式会社は省略のこと。）を記入のこと。また、「提出者名」の直後は「アンダーバー( )」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

カ 到達の確認方法

確認事項を提出した者は、提出先に電話により提出書類の到着確認を行うこと。

キ 確認事項に関する回答の公表

1) 公表方法

令和8年8月下旬頃に本市公式ホームページにて公表する。ただし、確認事項を提出した応募者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

2) その他

入札説明書等について、所定の確認事項以外には一切応じない。

本事業に直接関係しないと本市が判断した確認事項には回答しない。

また、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、公表せず、応募者に対して個別に回答する場合がある。

(9) 対面的対話の開催

ア 目的

1) 事業の位置づけや特徴の理解促進

応募者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、施設整備の基本方針に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

2) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 対面的対話の開催通知

対面的対話の開催時期は令和8年8月上旬を予定している。詳細については、応募者の代表企業に対して、書面により別途通知する。

ウ 質問事項の取扱い

1) 事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則と

して公表する。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容については、公表せず、応募者に対して個別に回答する。

エ 対面的対話実施に当たっての注意事項

- 1) 対面的対話は本市と応募者で実施する。
- 2) 対面的対話への参加者数は、各応募者につき 10 名以内とする。
- 3) 対面的対話の実施方法等は、応募者へ送付する実施要領により通知する。
- 4) 応募者は、対面的対話の内容を踏まえ、事業提案書を作成できるように心がけること。
- 5) 発注仕様書に規定されている内容以外の提案については、対面的対話において本市に確認すること。なお、本市に確認せずに提案を行った場合には、基礎審査において失格とする場合があるので注意すること。
- 6) 応募者が考える施設整備の概要に対する助言、評価は行わないものとする。

(10) 事業提案書の受付

応募者は、本市の指定する期日までに技術提案内容を記載した書類（以下「事業提案書」という。）を提出する。

ア 事業提案書の構成

事業提案書は次のとおりとする。

- ・ 入札提出書類提出届（様式 5）
- ・ 技術提案書（様式 6～第 6-10）
- ・ 技術提案図書（様式 7 の後に様式任意を添付）

技術提案図書は、技術提案図書記載事項に示す必要事項を記載すること。

- ・ 入札書等（様式 8-1～9-3）
- ・ 事業計画書（様式 10～14）
- ・ 設計調書（様式 15-1、様式 15-2）

技術提案図書記載事項（詳細は要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編を参照）

1. 施設概要説明図書
  - (1) 施設全体配置図
  - (2) 全体動線計画
  - (3) 各設備概要説明
  - (4) 設計基本数値計算書及び図面
  - (5) 準拠する規格又は法令等
  - (6) 運転管理条件
  - (7) 公害防止対策
  - (8) 主要機器の耐用年数
  - (9) 受注実績表
  - (10) 見学者対応機能及び環境学習啓発機能の計画詳細
2. 設計仕様書
  - (1) 設備別機器仕様書
3. 図面
  - (1) 全体配置図
  - (2) 動線計画図
  - (3) 工事中の車両動線計画図
  - (4) 建築一般図
  - (5) 各階機器配置平面図
  - (6) 機器配置断面図
  - (7) 電気設備主要回路単線系統図
  - (8) 鳥瞰図（施設全体）
  - (9) その他必要な図面
4. フローシート
  - (1) ごみ、残渣、有価物
  - (2) 給排水、集じん、脱臭等
  - (3) 計装類
5. 工事内訳書
6. 工事工程表

イ 提出期限

令和8年10月23日（金）必着。

ウ 提出方法

入札参加資格が認められた応募者からの提出書類のみ受け付ける。

封入物の鑑には「事業提案書 在中」と朱書きし、応募者の代表企業が持参により提出すること。受付時間は、午前9時～午後4時30分まで（ただし、正午～午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送、電子メール又はFAXによる提出は認めない。

なお、提出に際しては、提出先に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

エ 提出先

「第4章 7 入札に関する担当部署」参照。

オ 提出書類

- ・入札書等：1部（代表企業名及び提案者番号を記入）
- ・入札提出書類提出届：1部（代表企業名及び提案者番号を記入）
- ・技術提案書：正1部、副13部（提案者番号のみを記入）
- ・技術提案図書：正1部、副13部（提案者番号のみを記入）
- ・事業計画書：正1部、副13部（提案者番号のみを記入）
- ・設計調書：正1部、副13部（提案者番号のみを記入）

※入札書等以外のデータについては、A4版ファイル形式（A3図面等はA4版にZ折込）とし、電子データ1式（Windows10対応アドビシステムズ社製Acrobat Reader Xで閲覧可能（PDF形式）かつテキスト抽出できる形式。）をCD-Rに収納し提出のこと。

カ その他

- 1）提出期限に遅れた事業提案書に関する提出書類は受け付けない。
- 2）提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(11) 技術提案書等の基礎審査

本市は技術提案書等が、基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。基礎審査項目を1項目でも満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

(12) 技術提案書等の基礎審査結果通知

本市は、応募者から提出された技術提案書等について行った基礎審査の結果を各応募者の代表企業に通知する。

(13) ヒアリング、開札

本市は、事業提案書を提出し、基礎審査に合格した応募者を対象に、応募者の提案内容に関するヒアリングの実施を予定している。

事業者選定委員会は、応募者の技術提案書等について、独自技術や事業への取組み等のプレゼンテーションによるアピールの場を設け、本市事業方針の趣旨に沿った提案であるかを評価する。

本市は開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。なお、本入札については応募者が1者であった場合でも執行するものとする。

評価に際しては、落札者決定基準に示す項目毎の定量化（技術評価点）と、価格の開札結果の定量化（価格評価点）を合せた総合評価点を算出し、落札者を選定する。

ア ヒアリング

予定時期：令和8年12月中旬

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書を提出した応募者の代表企業に対して、書面で通知する。

イ 開札

予定時期：令和8年12月中旬

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、本市が事業提案書を提出した応募者の代表企業に通知する。

ウ 再度入札について

開札の結果、全ての応募者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。その場合、詳細は後日指示する。

エ 予定価格について

本事業の予定価格（設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費の総額）は以下のとおりである。

予 定 価 格	:	12,381,336千円
【参考内訳】設計・建設業務	:	6,852,736千円
運営・維持管理業務	:	5,528,600千円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

オ 低入札価格調査について

入札価格のうち設計・建設業務が低入札調査基準価格未満であった場合は、大和高田市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱の規定に基づき当該入札者を調査の対象者として、必要に応じその積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。

低入札調査基準価格：5,139,552千円

※消費税及び地方消費税を含む。

カ 入札結果の通知

事業提案書を提出した応募者の代表企業に対して、令和8年12月下旬に書面で通知する。入札結果の概要については本市のホームページにて公表する。

(14) 総合評価及び落札者の選定

事業者選定委員会は、応募者の提案に関する総合評価点により最優秀提案者を選定し、本市はそれを踏まえて落札者を決定する。その結果については、落札者に通知するとともに、本市公式ホームページに公表する。

・落札者の通知：令和8年12月下旬予定

5 入札参加にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式 3 - 1）の提出をもって、入札説明書等に記載された内容を承諾したものとする。

(2) 入札参加に係る費用

資格審査申請書類、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 公正な入札参加の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 入札の辞退

入札参加資格審査書類の提出以降、入札を辞退する場合、代表企業は、入札書の受付期限（令和 8 年 10 月 23 日（金））までに、入札辞退届（様式 16）を提出すること。

ア 提出方法

応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。持参の場合は、午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（ただし、正午～午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール又は F A X による提出は認めない。

イ 提出先

「第 4 章 7 入札に関する担当部署」参照。

ウ その他

1) 入札辞退の撤回はできないものとする。

2) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。また、代表企業が、当該提出期限までに事業提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札者決定を取り消す。

ア 入札参加資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札

エ 同一の入札について 2 以上の応募者の代理人となった者のした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

- キ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ク 競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札
- ケ 落札者の決定前に、他の応募者に対し入札価格を意図的に開示した者のした入札
- コ 入札書参考資料を提出しなかった者のした入札
- サ 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- シ 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の1）から4）のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とする。
  - 1）当該談合情報における落札予定金額、率等が入札結果と一致している場合
  - 2）すべての応募者の入札結果が当該談合情報と一致している場合
  - 3）入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札書参考資料に不自然な事実がある場合
  - 4）その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
- ス 談合その他不正行為があったと認められる入札
- セ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

(6) 入札の延期等

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるとき、その他本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を延期、中止し、取り消すことがある。

なお、延期等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とし、応募者は意義を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

(7) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、提案書審査、ヒアリング、入札を行い、落札者を決定する。

(8) その他

入札後に提案書（入札書、入札書参考資料含む）内容について、ヒアリングを行う場合がある。

(9) 提出書類の取扱い

ア 著作権

応募者が提出した提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を同時に行うことはできない。

エ 提出書類の変更禁止

応募者は、技術提案書等の不備の指摘及び是正指示による修正、補完等を除き、提出書類の変更はできない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

オ 事業提案書の使用等

本市は、審査結果の公表において必要な場合は、事業提案書概要版を公表する。ただし、事業提案書の内容の公表が必要となった場合は、応募者と事前に協議した上で、本市がその一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

(10) 本市が提供する資料の取扱い

応募者（入札を辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円（日本国通貨）、時刻は日本標準時とする。ただし、各様式において、特別に指定した場合はこの限りではない。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすこと。本市は、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成については、以下に示す規定のとおりとする。

ア 応募者は、「(2) 応募者等の入札参加資格要件」を満たす企業グループとする。

イ 応募者は、「(2)ア1) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

ウ 設計・建設業務において、建設事業者が複数の企業で組成される建設 J V となる場合、代表企業が当該建設 J V の代表者となるものとする。

なお、建設 J V の形態は甲型、乙型を問わない。

エ 応募後、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りでない。

オ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

カ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

1) 資本関係がある場合

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条（平成 18 年法務省令第 12 号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係がある場合

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の入札参加資格要件

ア 本事業の各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務等を行う者として、次の 1) から 3) の各項の要件を満たす企業グループとする。

1) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

代表企業が本施設のプラント設備の設計・建設を行うものとし、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が主たる業務を担うこととし、他の者は以下の要件のいずれかを満たすこと。

（ア）入札参加資格審査書類の提出期限日において、本市の入札参加資格者名簿に「清掃施設工事」の業種区分で登録があること。

（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。

(ウ) リサイクル施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限る。）を有すること。

(エ) 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

2) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 入札参加資格審査書類の提出期限日において、本市の入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の業種区分で登録があること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

(エ) 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。

3) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を担う者が、以下の要件を全て満たすこと。

(ア) リサイクル施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。

(イ) 本事業の現場総括責任者として、破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置できること。なお、一般廃棄物を対象とした破碎処理施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、代表企業又は構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同等の措置を受けている者でないこと。

ウ 経営不振の状態（破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）である者

- エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当する者
- オ 国税及び地方税を滞納している者
- カ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
  - 1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - 4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 応募者が、以下の本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がある者
  - 1) マテリアルリサイクル推進施設発注支援業務委託者  
株式会社日産技術コンサルタント
  - 2) 当該業務委託者の法的側面における提携事業者  
荒鹿法律事務所

#### (4) 参加資格の確認

- ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。
- イ 入札参加資格確認基準日から、落札者決定日までの期間に応募者の代表企業又は構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業又は構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。なお、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- エ 上記のイ及びウにおいて特段の事情があると本市が認めた場合はこの限りでない。

7 入札に関する担当部署

担当部署：大和高田市 総務部総務課

住 所：〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

電 話：0745-22-1101

FAX : 0745-52-2801

E-mail : soumu@city.yamatotakada.nara.jp

## 第5章 応募者の審査及び落札者の決定に関する事項

### 1 審査機関

「大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会」にて審査を実施する。

### 2 審査の手順及び方法

#### (1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査にあたっては、入札参加資格確認申請書について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

#### (2) 事業提案審査

##### ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。

提案内容が「落札者決定基準」に示す基礎審査項目を全て満足するものであることについて確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

##### イ 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、「落札者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

##### ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。

##### エ 総合評価及び落札者の決定

事業者選定委員会は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準に基づき、総合評価落札方式により総合評価値を算出し、落札候補者を選定する。その結果に基づき本市が最も得点の高い者を落札者として決定する。

なお、総合評価値の最も高い応募者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高い応募者を落札候補者として選定するものとする。技術評価点についても同点である場合は、当該応募者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

また、入札結果の通知は、応募者の代表企業に書面で行うとともに、本市のホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 第6章 本事業に関する提示条件

### 1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細については、「入札説明書添付資料-5 本事業において本市が事業者を支払う対価について」及び「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等」に定める。

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

本市は、事業者に対して、設計・建設業務に係る対価を設計・建設業務期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

ただし、下記ア～エまでの支払いに係る条件の範囲内で支払いを行うものとする。

なお、本市は、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定である。事業者は、本市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

ア 各会計年度の支払いは、本市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、本市が出来高検査で認めた額を上限とする。

イ 事業者からの求めがあった場合、本市は予算の範囲内で本市の支払い条件範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

ウ 施設建設業務期間中において、全ての施設が完成し、運営・維持管理業務が開始されるまでに本市が実施する施設の完成検査に合格し、本市へ全ての施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

エ 物価変動による改定等の詳細は「入札説明書添付資料-5 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に示す。

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

本市は、事業者に対して、運営・維持管理業務委託に係る対価を業務委託期間中に支払う。

ただし、下記ア～ウまでの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

ア 運営・維持管理業務委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

イ 固定費は、委託費のうち、本件施設における廃棄物の処理量（以下「廃棄物処理量」という。）に係らず、本件施設の運営・維持管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費として算出するものとする。

変動費は、委託費のうち、廃棄物処理量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費として算出するものとする。

ウ 運営・維持管理業務費は物価変動に基づき、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定することができるものとする。

なお、支払方法、条件の詳細は「入札説明書添付資料-5 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に示す。

また、有価物の売却に係る資源化事業者との契約は本市の名義で行うものとし、売却収入の帰属先は本市とする。

### (3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、契約金額の減額等を行うことがある。

## 2 本市が適用を予定している交付金等について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

## 3 保険

事業者は、本施設の施工に際して、組立保険、建設工事保険、労働災害補償保険、第三者損害賠償保険等に加入すること。また、運營業務の実施に際して、労働災害補償保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の確認を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、一般財団法人全国自治協会建物災害共済の建物総合損害共済保険等に加入する予定である。

## 4 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

また、下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、市内に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。なお、資機材等の調達、納品等においても同様とし、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

## 5 想定されるリスクの分担

### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため、本市と事業者が適正にリスクを分担することとする。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

### (2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の基本的な考え方を「入札説明書添付資料-4 リスク分担表」に示す。なお、リスク分担の詳細は、各事業契約書（案）において定める。

## 6 業務の委託等

事業者は業務の全部又は一部を構成企業又は協力企業に委任し又は請け負わせることができる。構成企業又は協力企業以外の者を委託し又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

## 第7章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

事業契約に関する事業スキームの概要については、「入札説明書添付資料-2 事業スキーム図（例）」に示すとおりである。

### 1 基本契約の仮契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本契約の仮契約を締結する。

### 2 契約内容の協議

本市と落札者は、基本契約の仮契約に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、契約内容の協議は、契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

### 3 事業契約の締結

#### (1) 基本契約

対象者 : 落札者

締結時期 : 令和9年1月中旬(予定)に仮契約を締結する。本仮契約は、設計・建設工事請負契約締結の本市議会の可決の議決を効力発生条件とするものとし、令和9年3月中旬(予定)に正式契約となる。

#### (2) 設計・建設工事請負契約

対象者 : 建設事業者

締結時期 : 令和9年1月中旬(予定)に仮契約を締結する。本仮契約は、本市議会の可決の議決(令和9年3月中旬予定)を経て正式契約となる。

#### (3) 運営・維持管理業務委託契約

対象者 : 運営事業者

締結時期 : 令和9年1月中旬(予定)に仮契約を締結する。本仮契約は、設計・建設工事請負契約締結の本市議会の可決の議決を効力発生条件とするものとし、令和9年3月中旬(予定)に正式契約となる。

#### (4) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申込書に必要事項を記入し、落札候補者決定の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に総務課宛にメールにて提出すること。

#### 4 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、受注者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金の額

大和高田市契約規則第8条の規定に基づき徴収する。

##### (2) 契約保証金の額

###### ア 設計・建設期間

設計・建設工事請負契約による。

###### イ 運営・維持管理期間

運営・維持管理業務委託契約による。

###### ウ 契約保証金の免除

入札者が大和高田市契約規則（平成11年3月23日規則第9号）第30条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

###### エ 前金払

設計・建設工事請負契約による。

#### 6 契約締結までの取扱い

本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大和高田市契約規則（昭和39年規則第12号）第29条の規定に該当するため、落札者とは建設工事請負契約の仮契約を締結し、議会の可決の議決を経た後に正式契約となる。なお、議会の可決の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は一切の責めを負わない。

また、議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが著しく不相当であると判断された場合には、当該落札者を欠格とし、他の最終審査対象者に対して「第5章 2（2）エ 総合評価及び落札者の決定」に規定する方法により決定したものを落札者とする。

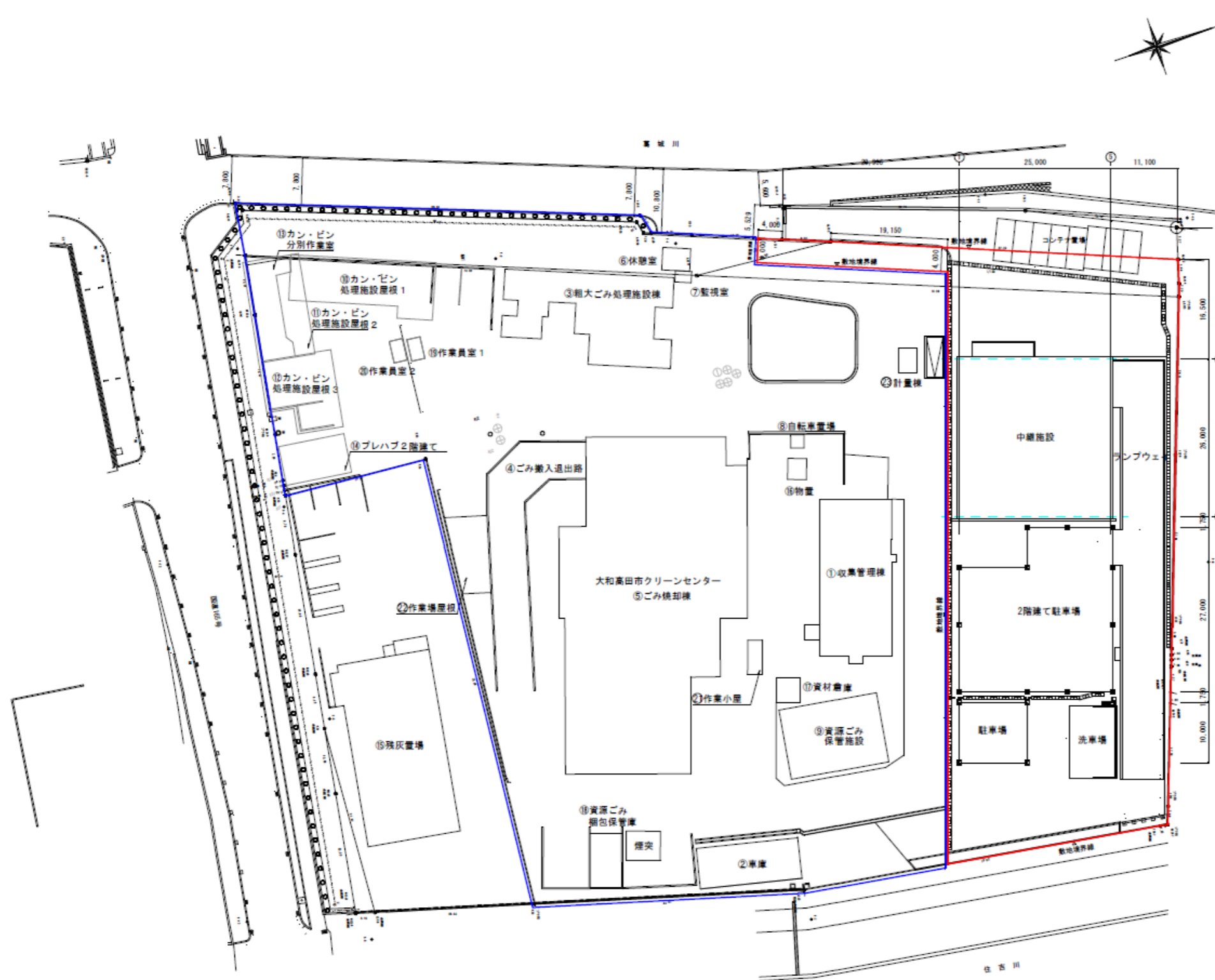
#### 7 その他

(1) 落札者が提出した事業提案書等の提案内容は、本市からの指示がない限り全て契約内容として取り扱う。また、本市と契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

ア 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

イ 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。

- ウ 提案内容が履行できなかった場合(再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)には、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
  - エ 維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本市との協議に応じること。
  - オ 本入札説明書を含む入札説明書等に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、大和高田市契約規則(平成11年3月23日規則第9号)、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
  - カ 建設事業者及び運営事業者は第三者賠償保険等必要な保険に必ず加入しなければならない。
- (2) 本事業に関する各種データ・情報等は、責任をもって管理し、本事業以外で使用してはならず、本市の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。



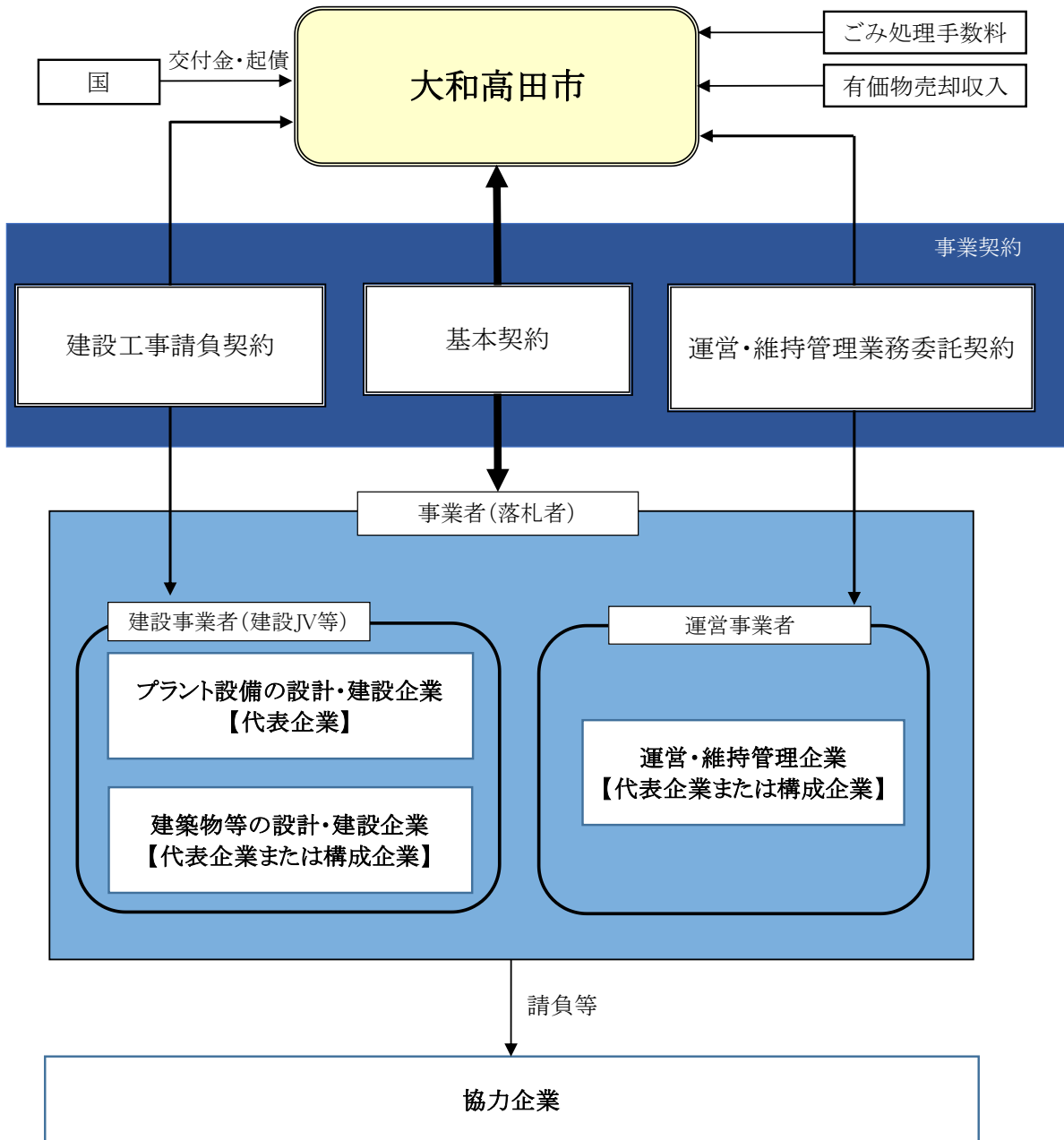
— : ごみ中継施設建設敷地範囲  
 — : リサイクル推進施設敷地範囲

ごみ中継施設建設敷地面積 3,765.41㎡  
 リサイクル推進施設敷地面積 9,882.06㎡

- 建築物
- ① 収集管理棟 S46.8竣工  
RC造 地上2階 298.94㎡
  - ② 車庫 S59.3時点既存建築物  
S造 地上1階 108.90㎡
  - ③ 粗大ごみ処理施設棟 S58.3竣工  
RC造 地上2階 325.39㎡
  - ④ ごみ搬入退出路 S61.3竣工  
RC造 地上1階 250.45㎡
  - ⑤ ごみ焼却棟 S61.3竣工  
RC造 地下1階地上3階 1,431.79㎡
  - ⑥ 休憩室 H9.3竣工  
S造 地上1階 16.20㎡
  - ⑦ 監視室  
7Mフレーム造 地上1階 4.66㎡
  - ⑧ 自転車置場  
LGS造 地上1階 6.72㎡
  - ⑨ 資源ごみ保管施設 H18.3竣工  
S造 地上1階 182.40㎡
  - ⑩ カン・ビン処理施設屋根1  
S造 地上1階 150.35㎡
  - ⑪ カン・ビン処理施設屋根2  
S造 地上1階 117.04㎡
  - ⑫ カン・ビン処理施設屋根3  
S造 地上1階 158.25㎡
  - ⑬ カン・ビン分別作業室  
S造 地上2階 81.20㎡
  - ⑭ プレハブ2階建て  
LGS造 地上2階 71.50㎡
  - ⑮ 残灰置場 H9.3竣工  
S造 地上1階 450㎡
  - ⑯ 物置  
LGS造 地上1階 11.20㎡
  - ⑰ 資材倉庫  
S造 地上1階 16㎡
  - ⑱ 資源ごみ梱包保管庫  
S造 地上1階 46.80㎡
  - ⑲ 作業員室1  
LGS造 地上1階 8.21㎡
  - ⑳ 作業員室2  
LGS造 地上1階 7.03㎡
  - ㉑ 作業小屋  
LGS造 地上2階 12.42㎡
  - ㉒ 作業場屋根  
LGS造 地上1階 73.12㎡
  - ㉓ 計量棟 R4.2竣工  
LGS造 地上1階 8.58㎡

建築物総建築面積 3,868.20㎡  
 建築物総床面積 5,288.61㎡  
 (建蔽率 24.23.73% 容積率 33.12%)

入札説明書添付資料-2 事業スキーム図 (例)



※落札者（建設事業者[建設JV等]及び運営事業者）は、速やかに本市と基本契約の仮契約を締結する。基本契約に基づき、本市と建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する。

※有価物の売却に係る資源化事業者との契約は本市の名義で行うものとし、売却収入の帰属先は本市とする。

入札説明書添付資料-3 業務範囲分担表（案）

【設計・建設業務の業務分担】

（○：主分担 △：従分担）

区 分		業務内容	本市	事業者
(1) 計画		施設整備計画、生活環境影響調査	○	
(2) 用地取得		用地の確保	○	
(3) 諸官庁届出等		本市が行う交付金申請など必要な諸官庁届出	○	△ <sup>※1)</sup>
		事業者が行うべき諸官庁届出	△ <sup>※1)</sup>	○
設計	(4) 調査	事業者が工事に必要と判断した調査		○
	(5) 実施設計	本施設の実施設計		○
	(6) 設計監理	本施設の設計監理	○	
建設	(7) 施工	本施設の施工（本施設の建設等）		○
	(8) 仮設工事	本施設に必要な仮設工事の実施		○
	(9) 試運転	本施設の試運転		○
	(10) 性能試験	本施設の性能試験		○
	(11) 施工管理	本施設の施工管理		○
	(12) 工事監理	建築士法に基づく工事監理	○	

※1) 連絡等の補助作業や書類の作成支援等、双方必要な協力を実施するものとする。

## 【運営・維持管理業務の業務分担】

(○：主分担 △：従分担)

区 分		業務内容	発注者	運営事業者
(1) ごみ搬入		ごみの収集、運搬及び搬入	○	
(2) 受付管理		計量棟における受付・計量、記録、管理業務	○	
(3) 計量データの管理		日報、月報、年報等の計量データの管理	○	
(4) 案内・指示	直接搬入エリア	直接搬入エリア（一般搬入車両）に対し、搬入等の案内や荷降ろし場所の指示、指導	○	
	施設棟	施設棟エリア（直営車両及び許可業者車両）に対し、搬入等の案内や荷降ろし場所の指示、指導		○
(5) 料金徴収代行		ごみの料金徴収	○	
(6) 搬入管理	直接搬入エリアからの施設棟及びストックヤードへの運搬			○
	展開検査（中身の検査）の実施		△※1)	○
	処理不適物の適切な貯留及び搬出車両への積み込み作業等			○
	処理不適物の場外への搬出、処理・処分		○	
(7) 適正処理・適正運転		関係法令、環境保全条件等を遵守した施設の運転		○
(8) 運転計画の作成	施設の保守管理、修繕工事等を含む運転計画の作成			○
	施設の維持管理に関する用役の調達等を含む調達計画の作成			○
(9) 運転管理記録の作成・報告		各設備機器の運転データ、用役データの記録・報告		○
(10) 記録・管理		ごみの搬入車両、資源等の搬出車両の記録・管理	○	
(11) 資源物の処分	資源物の搬出車両への積み込み作業			○
	資源物の搬出・処分（車両手配含む）		○	
(12) 可燃物の運搬		可燃物の中継施設への運搬		○
(13) 性能試験の実施		引渡し性能試験の実施		○
(14) ホームページの作成・運用		本施設専用のホームページの作成・運用		○
(15) 用役の調達、管理		調達計画に基づく燃料、用水及び薬剤等の調達・管理		○
(16) 備品、什器、物品等の調達、管理		適切な備品、什器、物品等の調達・管理		○
(17) 保守管理計画の作成		保守管理計画の作成・報告		○
(18) 保守管理の実施・報告		保守管理計画に基づく保守管理の実施・報告		○
(19) 補修工事計画、更新工事計画の作成		補修工事計画、更新工事計画の作成・報告		○
(20) 補修工事、更新工事の実施・報告		補修工事計画、更新工事計画に基づく補修工事、更新工事の実施・報告		○
(21) 保全工事の実施・報告		保全工事の実施・報告		○
(22) 作業環境管理、防火・防災管理、清掃	各計画書の作成・報告			○
	各計画書に基づく実施・報告			○
(24) 維持管理マニュアルの作成・報告		維持管理マニュアルの作成・報告		○
(25) 精密機能検査の実施・報告		精密機能検査の実施・報告		○
(26) 長寿命化総合計画の作成・報告		長寿命化総合計画の作成・報告		○
(27) 測定管理	測定管理マニュアルの作成・報告			○
	測定管理の実施・報告			○

(28) 緊急対応マニュアルの作成	緊急対応マニュアルの作成	△※3)	○
(29) 事故報告書の作成	緊急対応マニュアルに従い発注者に報告後、事故報告書を作成		○
(30) 自主防災組織の整備	自主防災組織、連絡体制の整備		○
(31) 外構管理	外構（植栽・道路・駐車場等）の維持管理		○
(32) 施設警備・防犯	場内の警備・防犯体制の整備・報告		○
(33) 見学者対応	行政視察	○	△※4)
	一般見学		○
	見学者説明要領書の作成		○
	見学者説明用パンフレットや説明用映写ソフト、場内案内説明装置の内容更新、追加印刷等の実施		○
(34) 周辺住民対応	周辺住民対応	○	△※5)
(35) 運営の監視	運営に係るモニタリング	○	△※6)

※1) 発注者立会の下実施する。

※2) 発注者と協議の上作成する。

※3) 行政視察は、発注者が窓口。事業者は見学対応を行う。

※4) 基本的には発注者が窓口。発注者が必要と認めた場合には周辺住民への協議の場等に出席し、発注者への補助を行うこと。

※5) セルフモニタリング及び発注者がモニタリングに必要な資料等の提供を行うこと。

入札説明書添付資料-4 リスク分担表

(○：主分担 △：従分担)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
入札公告手続リスク		入札説明書等の誤り、手続に関するリスク。	○	
		本市の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。 <sup>*1</sup>	○	
		事業者の帰責事由により本市と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。 <sup>*1</sup>		○
制度関連リスク	法令変更リスク	本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク。	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク。		○
	税制変更リスク	消費税に関する変更又は事業者に課される税金の内、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク。	○	
		本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの。	○	
		事業者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更。		○
	許認可の取得等	建設や運営・維持管理にあたって、本市が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。	○	
建設や運営・維持管理にあたって、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。			○	
交付金等	事業者事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。		○	
	上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。	○		
社会リスク	周辺住民への対応	本市の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。	○	
		事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。		○
	環境保全	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・有害物質の排出等）への対応。		○
第三者賠償	本市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。	○		
	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。		○	
経済リスク	資金調達	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク。	○	
	物価変動	一定範囲を超える物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。	○	
		一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。		○
行債務リスク不履	本事業の中止・延期	本市の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
	構成企業等に関するリスク	事業者の構成企業等の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難になった場合のリスク。		○
下請業者管理リスク	事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの。		○	
不可抗力リスク	計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止。	○	△	
設計リスク	測量・調査リスク	本市が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。	○	
		事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。		○
	設計リスク	本市が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合。	○	
事業者が実施した設計に不備があった場合。			○	
設計変更リスク	本市の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。	○		
	事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。		○	
用地リスク	用地の瑕疵リスク	事業用地の土壌汚染（現施設用地を含む。）、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等。	○	
	地盤・地質リスク	当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合。	○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
建設段階	着工遅延リスク	本市の事由による着工遅延リスク。	○	
		事業者事由による着工遅延リスク。		○
	工事費の増減	本市の指示や変更等、本市の事由による工事費の増加。	○	
		事業者の帰責事由による工事費の増加。		○
	完工遅延リスク	本市の指示や変更等、本市の帰責事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合。	○	
		事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合。		○
性能未達	試運転・完工検査等の結果、本施設が事業契約等に規定される性能を満たさない場合。		○	
施工管理	事業者が実施する施工管理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。		○	
運営・維持管理段階	施設契約不適合リスク	運営・維持管理期間中に本施設の契約不適合が発見された場合。		○
	施設損傷リスク	本施設の設計・建設業務に起因するもの。		○
		事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適物の混入に起因するもの。	○	
		事業者の善管注意義務違反による処理不適物の混入に起因するもの。		○
		本施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合。		○
		本市の帰責事由により本施設が損傷した場合。	○	
		事業者の帰責事由により本施設が損傷した場合。		○
	施設改修等リスク	本市の帰責事由により、本施設の改修等が必要となった場合（ごみの質・量に関するリスクを除く。）。	○	
		要求水準の未達等、事業者の帰責事由により本施設の改修等が必要となった場合。		○
	ごみ等の質・量に関するリスク	当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合。	○	
		当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。		○
	運営・維持管理費増大リスク	本市の帰責事由（ごみ質・量の変動・物価変動を含む）以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク。		○
	要求水準未達等	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合。		○
	土壌汚染	本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。		○
業務内容変更リスク	本市の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの（ごみの質・量に関するものは除く。）。	○		
支払遅延・不能リスク	本市の帰責事由によるサービス購入料の支払遅延・不能。	○		
終了時	施設の性能	事業期間終了時において、要求水準に示す本施設の性能の保持。		○
	終了手続	事業終了時の手続に関する諸費用の負担。		○

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

入札説明書添付資料-5 本事業において本市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	① 設計・建設業務 ② その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務に係る対価	① 運営・維持管理業務 ② その他上記項目の関連業務を含む

2 対価算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	① 設計・建設業務費用 ② その他費用	・設計・建設業務に係る対価 ・本市の示す支払い限度額、交付金年度計画に対する出来高から算定する

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は次のとおりである。

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営・維持管理業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に係る諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品費、印刷費等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	・各支払期の固定費 i、ii = [事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）] ÷ 各年度の支払い回数（4回/年）
	固定費 ii 運転管理費用 ・電気基本使用料、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費 ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	
運営・維持管理業務委託料B	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	・各支払期の変動費 = 各支払期の処理量（実績値） <sup>※2</sup> × 提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。変動費 = 各年度処理量（計画値） <sup>※3</sup> × 提案単価（円/t）

※1：各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、少数点以下は切り捨てるものとする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、様式集を参照すること。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の支払い方法は、次のとおりである。

##### ア 支払い回数

業務委託料A (固定費 i・固定費 ii・固定費 iii) : 80 回 (四半期毎)

業務委託料B (変動費) : 80 回 (四半期毎)

イ 本市は、本施設の引き渡し後、運営・維持管理委託業務契約の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、運営期間の各年度の 7 月 1 日以降 (第 1 四半期相当分)、10 月 1 日以降 (第 2 四半期相当分)、1 月 1 日以降 (第 3 四半期相当分)、4 月 1 日以降 (第 4 四半期相当分) に、当該通知を受領後速やかに直前の 3 ヶ月に相当する委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払いを留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

ウ 業務委託料A (固定費 i、固定費 ii、固定費 iii) の 1 回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を 4 で除した金額とする。固定費 iii については、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費 iii の事業期間中の総額は変更しない。

エ 業務委託料B (変動費) の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量 (実績値) × 提案単価 (円/t) によるものとする。

### 4 物価変動等による改定

#### (1) 物価変動等の指標

##### ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときは、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市合及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区分		改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理業務委託料 A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30人以上、一般労働者）/所定内給与指数/全国調査」（厚生労働省）
		・その他	「企業向けサービス価格指数 2020 年基準/消費税を除く基本分類指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/潤滑油」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「企業向けサービス価格指数 2020 年基準/消費税を除く基本分類指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	・補修費等	企業向けサービス価格指数 2020 年基準/消費税を除く基本分類指数/自動車整備・機械修理/機械修理」（日本銀行調査統計局）	
運営・維持管理業務委託料 B	変動費単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/灯油」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「企業向けサービス価格指数 2020 年基準/消費税を除く基本分類指数/総平均」（日本銀行調査統計局）

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、改定の対象となる費用の中で±1.5%（下記（3）アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第3位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第3位未満は切り捨てるものとする）を超過する増減があったものに対して、改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無に

かかわらず、本市への書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務委託料を確定する。改定された運営・維持管理業務委託料は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運営・維持管理業務委託料の改定時期は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和11年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和11年9月末までに見直しを行い、令和12年度の運営・維持管理業務委託料を確定する（比較対象は令和8年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務委託料は、令和12年度第1四半期の業務に対する支払から反映される。なお、初回改定時の基準額は運営・維持管理業務委託契約に定めた額となる。

### （3）改定の計算方法

#### ア 算定式

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは運営・維持管理業務委託契約に示された当該費用）

$\alpha$ ：改定割合（改定時の指数/前回改定時の指数）

注1）当該指数については、「（1）物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2）改定が行われるまでは運営・維持管理業務委託契約締結年度における当該指数とする。

注3）当該改定割合に小数点以下第3位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第3位未満を切り捨てる。

#### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容に合わせて負担する。

### （4）その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、（1）から（3）による改定方法が適当でないとして本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

## 入札説明書添付資料-6 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

### 1 モニタリングの目的

モニタリングは、運営・維持管理業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### 2 運営期間中のモニタリング及び運営・維持管理業務水準低下に関する措置（フロー）

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下のフローに示すとおりとする。

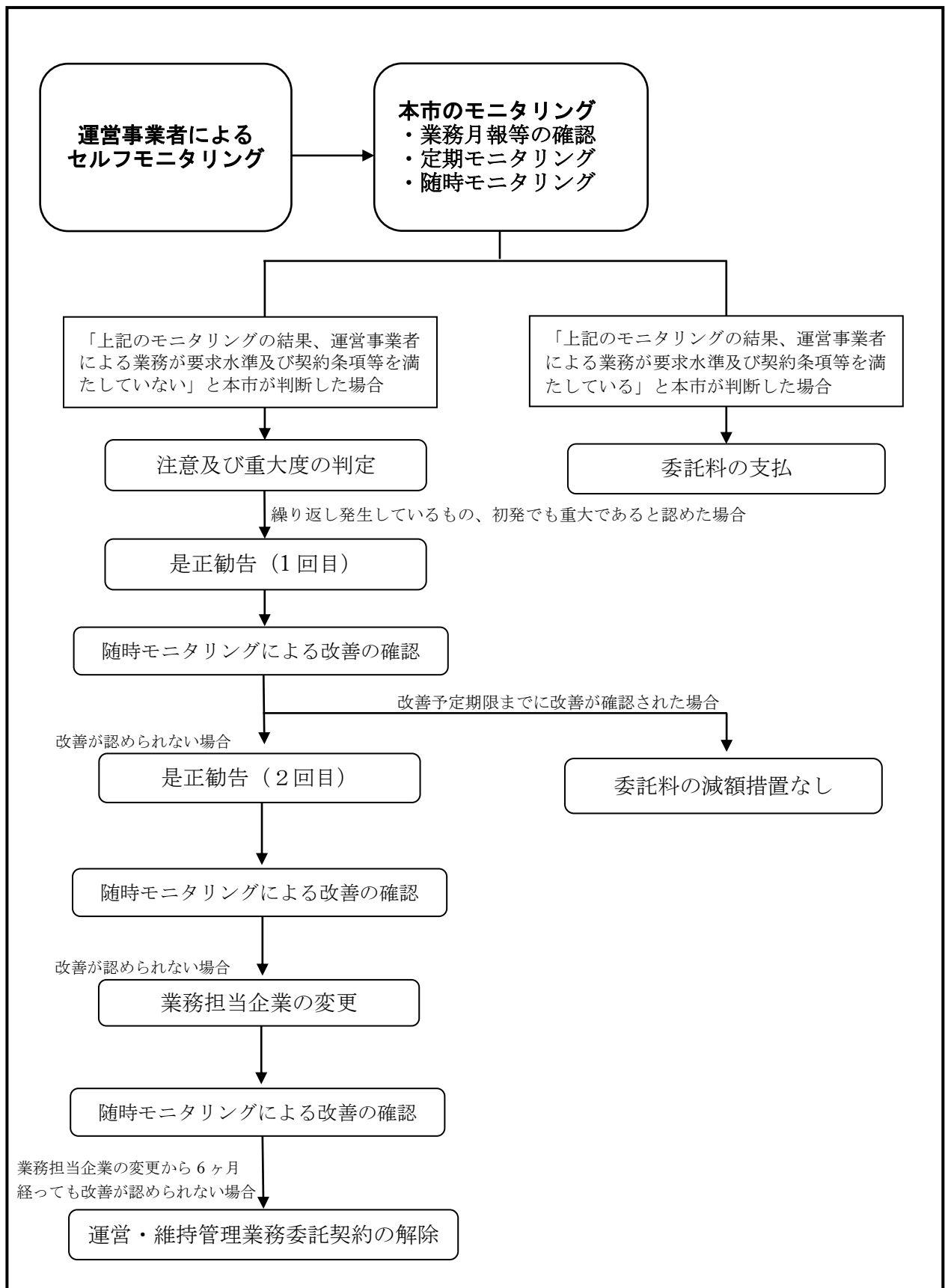


図 運営期間中の業務水準低下に関する措置

### 3 モニタリングの方法及び業務の改善等の措置

#### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

#### (2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

##### ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

##### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、運営・維持管理業務委託契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

#### (3) 業務の改善についての措置

##### ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

##### 1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとるよう是正勧告（第1回目）する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則90日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

##### 2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合

理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 運営・維持管理業務委託契約の解除

本市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が運営・維持管理業務委託契約の継続を希望しない時には、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務委託料の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営・維持管理業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運営・維持管理業務委託料の減額の限度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、停止基準値を未達した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

4 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額について事業者が提案した金額又は量が未達成の場合には、上記(4)に示す運営・維持管理業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

なお、地域経済への貢献金額の加算対象の範囲は「入札説明書添付資料-7 地域経済への貢献金額等」に示す。

(1) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・建設業務期間

設計・建設業務期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・建設業務期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・建設業務期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

・本市への支払金額＝（提案金額※1－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式14-1に基づき事業者より提案された設計・建設業務期間の地域経済への貢献金額。

イ 運営・維持管理業務期間

運営・維持管理業務期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、運営・維持管理業務期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を運営期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営維持管理業務期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

・本市への支払金額＝（提案金額※1－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式14-2に基づき事業者より提案された運営維持管理業務期間の地域経済への貢献金額。

ウ 地域経済の貢献金額に係る地元企業・地元雇用者の要件

地元企業は、本市内に本社又は本店を有するものとし、地元雇用者は原則として、雇用契約時に3ヶ月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

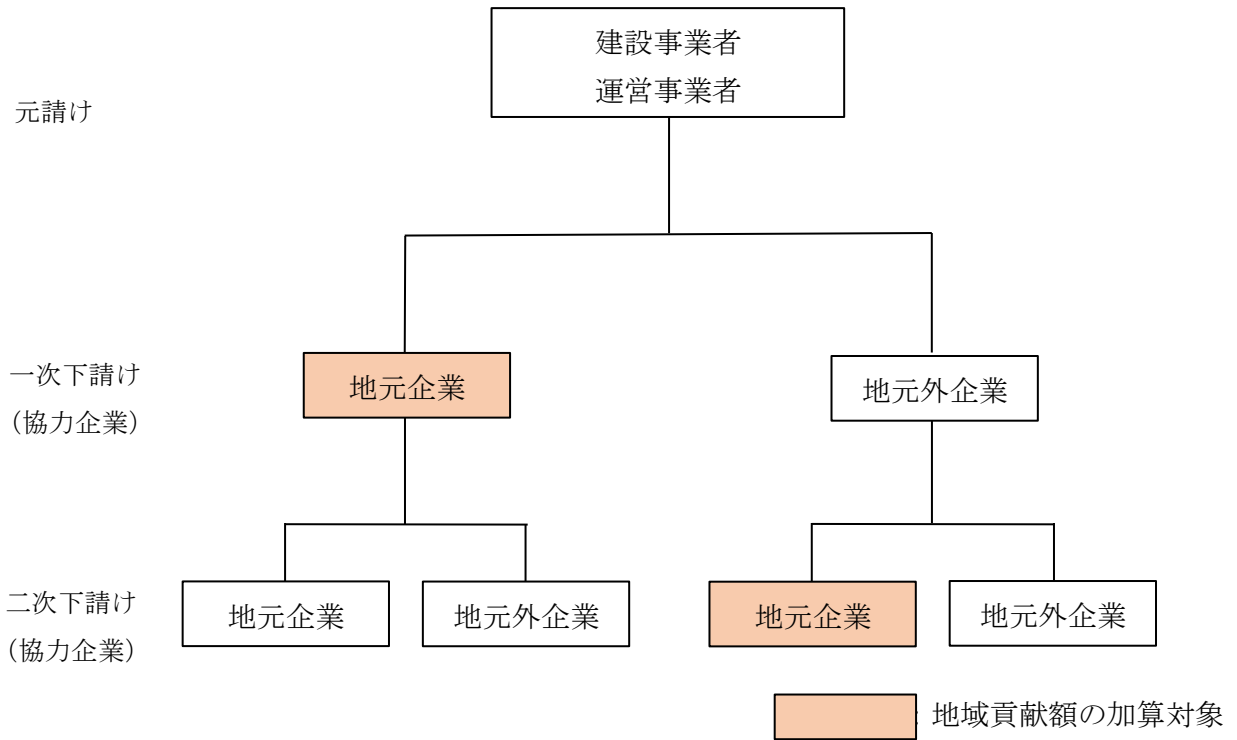
5 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務委託料に相当する額を

返還すること。

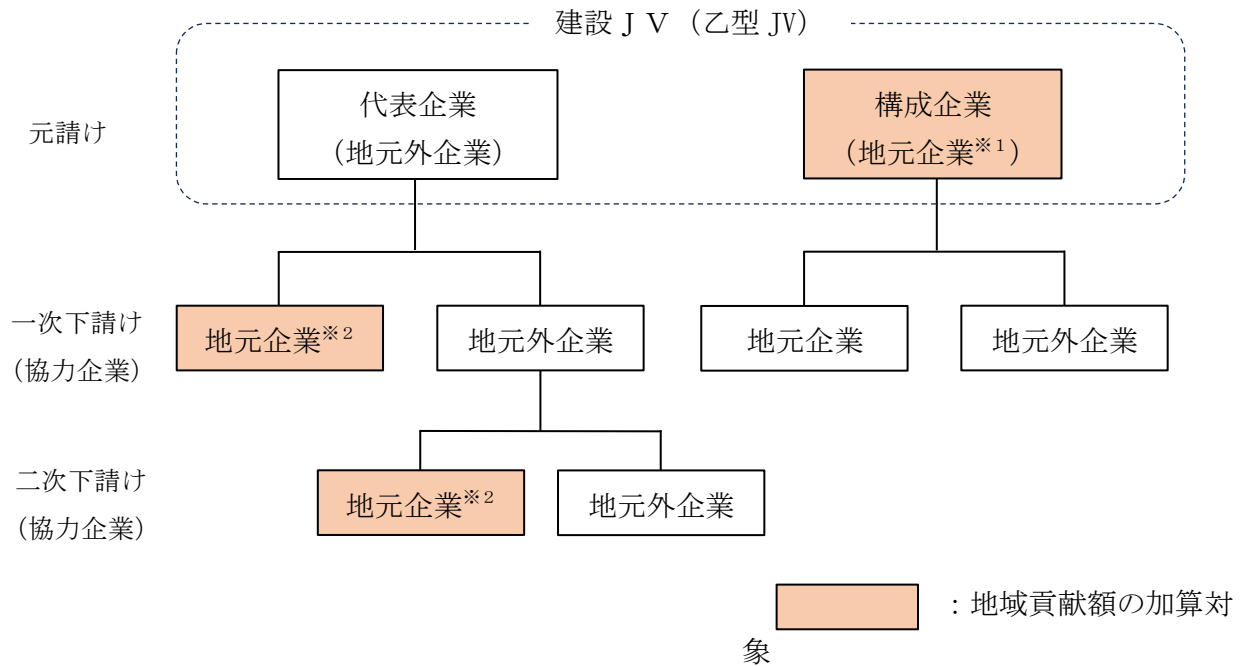
この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務委託料を本市が事業者を支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

〈図1 地域貢献額の加算対象の基本的な考え方〉



※地域貢献額の算定にあたり、計上できる発注額は、一次下請けが地元企業である場合は、一次下請けの発注額までを計上し、二次下請け以降の発注額は計上しない。一次下請けが地元外企業である場合には、二次下請けまでの地元企業への発注額を計上できるものとする。

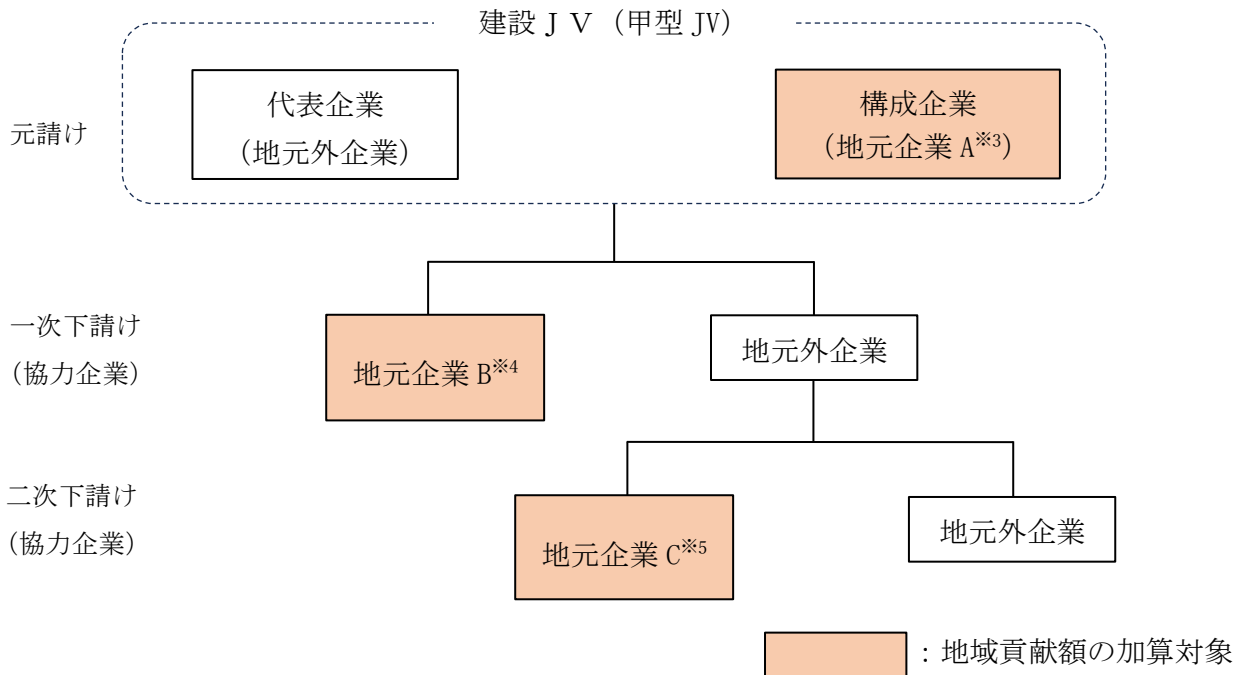
〈図2 建設JV（分担施工方式：乙型JV）における地域貢献額の加算対象の範囲〉



※1 乙型JVを構成する企業のうち、地元企業においては、当該企業の分担発注額（100%）までを加算対象とする。

※2 乙型JVを構成する企業のうち、地元外企業においては、一次下請けが地元企業の場合は、その発注額を加算対象とする、当該企業の一次下請けが、地元外企業の場合でかつ、二次下請けが地元企業の場合は、その発注額を加算対象とする。

〈図3 建設JV（甲型JV）における地域貢献額の加算対象の範囲〉



- ※3 甲型JVの地域貢献額は、当該JVへの発注額を構成企業である地元企業の出資比率により按分した額を加算対象とする。
- ※4 甲型JVの一次下請けが地元企業の場合、その発注額を当該JVの地元外企業の出資比率により按分した額を加算する。
- ※5 甲型JVの一次下請けが地元外企業の場合でかつ、二次下請けが地元企業の場合は、その発注額を当該JVの地元外企業の出資比率により按分した額を加算する。

**【建設JV（共同施工方式甲型JV）の場合における地域貢献額の計算方法】**

- ・計算条件等：建設JV（共同施工方式：甲型JV）の出資比率（例）  
 代表企業（地元外企業）：70% ⇒地元貢献額の対象にはならない  
 構成企業A（地元企業）：30% ⇒地元貢献額の対象になる

・算定式

地元企業Bの地域貢献額の算定式は以下のとおり

$$\text{地元企業Bの地域貢献額} = \text{地元企業Bへの発注額} \times (\text{地元外企業の出資比率} 70\%)$$

地元企業Cの地域貢献額の算定式は以下のとおり

$$\text{地元企業Cの地域貢献額} = \text{地元企業Cへの発注額} \times (\text{地元外企業の出資比率} 70\%)$$